

かがわの農村景観写真等の貸出に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県農政水産部農村整備課が保管する写真データおよびパネル(以下「写真等」という。)を香川県(以下「県」という。)以外の者に貸し出す場合の事務処理について、必要事項を定めるものとする。

(貸出の範囲)

第2条 農村整備課長(以下「課長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸し出すことができる。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 政治活動、訴訟目的又は宗教目的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (4) 個人を特定する目的で使用する場合
- (5) 営利目的として使用する場合
- (6) 前5号に掲げるもののほか、課長が使用について不適當であると認める場合

(貸出の申請)

第3条 かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト入賞作品及び「さぬきの棚田20選」の写真等の貸出を受けようとする者(以下「使用者」という。)は、写真データについては様式1、パネルについては様式2の申請書を課長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第4条 課長は、前条による申請書が提出された場合、使用目的等を総合的に勘案して貸出の可否を決定し、適当と認めた場合、写真データについては様式3、パネルについては様式4にて使用者に通知する。

(貸出料)

第5条 写真等の貸出は、無償とする。

(引渡し方法)

第6条 貸し出す場合の引渡し方法については、使用者の来庁、郵送、宅配便又はメール送信による。

(送料負担)

第7条 引渡しにかかる費用は、貸し出す場合は県の負担とし、返却する場合は使用者の負担とする。ただし、写真データの場合の貸出に要する媒体その他の費用は使用者の負担とする。

(貸出期間)

第8条 写真等の貸出期間は、以下のとおりとする。

写真データの場合 1回または1年以内

パネルの場合 1回（貸与期間は1年以内）

2 前項の期間については、申請に基づいて更新することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、その使用に際し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、写真等を使用許諾申請書に記載された目的以外に使用しないこと。
- (2) 課長の承認を得ないで、写真等の複数回利用、又は使用权を譲渡しないこと。
- (3) 使用者は、写真等の使用につき、事故が生じた場合は、遅滞なく課長に報告すること。
- (4) 使用者はパネルの使用が終了したとき、又は貸出期間が終了したときは、速やかに返却するものとする。また、写真データについては貸出後、使用者の責において消去・処分するものとする。
- (5) その他、課長の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第10条 課長は、使用者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又はこの要領に違反したときは、貸出を中止し、若しくは貸出した写真等の返還を求めることができる。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。